

かわさき基準 ロゴマーク使用に関する要領

かわさき基準推進事業にあたり、かわさき基準（以下、「K I S」という。）のロゴマークを使用することに関して、K I S 認証福祉製品として認証された者（以下「認証事業者」という。）又は認証事業者以外でロゴマーク使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）に対し、ロゴマークを使用することを許可し、その使用权について、次のとおり定める。

（使用許諾について）

- 第1条 認証事業者はK I S 推進事業にて認証された製品について、本ロゴマークを、無償で使用する事ができる。
- 2 使用希望者は、本市と協議のうえ、本市がK I S の推進に資するものと認めた場合に限り、本ロゴマークを、無償で使用する事ができる。
 - 3 認証事業者及び使用希望者は、本市の書面による同意なしに、本ロゴマークを使用する権利を、当該認証製品の製品に関する特許や商標権等の知的財産権を保有する事業者以外の第三者に再許諾してはならない。
 - 4 認証事業者及び使用希望者は、本ロゴマークを国内外において、商標登録出願をしてはならない。

（使用態様について）

- 第2条 認証事業者及び使用希望者は、別紙1で定める態様で本ロゴマークを使用しなければならない。
- 2 認証事業者及び使用希望者は、本市の事前による許諾なしに、当該形態の全部または一部を変更、修正又は削除してはならず、または他の表示を結合してはならない。

（使用解除について）

- 第3条 認証事業者が、かわさき基準推進事業実施要綱第10条の規定に基づき認証の取消しを受けた場合には、本市は通知および催告を要せずただちに使用を禁ずることができるものとする。
- 2 使用希望者は、使用にあたって本市がK I S に推進に資するものと認められない場合には、本市は通知および催告を要せずただちに使用を禁ずることができるものとする。

（協議）

- 第4条 認証事業者及び使用希望者は、本要領に定めのない事項及び本要領の解釈につき疑義の生じた事項について、本市と協議のうえ対応を図るものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成29年2月15日から施行する。

別紙 1

1 基本標記

認証事業者及び使用希望者は、以下のロゴマークまたは認証年度ごとに別途支給するロゴマークを使用する。



2 色調

使用にあたっては、本ロゴマークのカラー表示を再現するものとし、白黒印刷での使用を可とする。

3 使用サイズ

本ロゴマークを使用する際は、文字の判別ができる程度の大きさを保つこととする。